

# 農薬は正しく、安全に使いましょう

農薬は、農業生産の安定や森林・牧野保全のために開発されたもので、それぞれの目的に沿って使われてこそ大きな効果を発揮します。

しかし、近年農薬の不適正な使用、処分が原因と見られる野鳥の大量死や河川への流出事故が発生しています。

農薬の使用基準に沿った使用方法や適正な処分を行ってれば、このような事態になることは有り得ません。

このため、農薬の使用にあたっては、次の事項に注意し、農薬を正しく使い環境と調和した農産物の生産を行いましょう。

## 1 農薬使用基準の遵守

農薬は農作物の品目毎に残留農薬基準他が定められ、生産物の安全性が保たれています。

この残留農薬基準を超えないよう、各農薬には使用できる作物、使用濃度と散布量、使用時期と使用回数等の使用基準が定められています。この使用基準から逸脱した使い方はできません。農薬のラベルをよく読んで、基準に沿った正しい使い方をしましょう。

## 2 目的外使用の禁止

農薬は、殺菌剤、殺虫剤、除草剤等に区分され、殺菌剤は作物の病気の発生や蔓延防止に、殺虫剤は作物に有害な虫の駆除に、除草剤は雑草の防除に使うなど、それぞれ用途が定められているので、それ以外の用途には絶対に使用しないでください。

## 3 不要農薬等の処理

登録が失効して使えなくなった農薬や不要となった農薬は、専門の処理業者に依頼して処理しましょう。

なお、不要農薬が出ないように計画的に購入することが基本です。（農薬の在庫数量を記録しておくとう便利です。）

また、一度開封した農薬から使い切るようにしましょう。

## 4 農薬残液の適正な処理

農薬の残液及び散布器具等の洗浄水は、河川、用水等には絶対に流さないようにしましょう。

農薬は残液の出ないように必要量だけ調合することが基本です。種子消毒のように残液が生じる場合には専門の処理業者に処理を委託するなどして適正に処理しましょう。

また、散布器具等の洗浄水は散布ムラの調整等に使用してください。

## 5 農薬使用者の安全確保

農薬を散布する際は、マスク、手袋、眼鏡、帽子、防除衣等必ず付けて散布を行い、できる限り農薬を浴びないようにしましょう。中毒の疑いがある場合には医師の診断、手当を受けましょう。

## 6 防除予定周辺への連絡

農薬散布予定場所周辺の作物、飼育動物、住宅、水路等点検し、必要に応じて事前に関係者と

協議を行うようにしましょう。

## 7 防除日誌の記帳

防除日誌は農薬の安全使用基準を守り、適正使用したことの証明となるとともに、次年度以降の防除計画の参考になりますので、必ず記帳しましょう。

## 8 農薬の適正な保管

農薬は子供や第三者が触れたり、持ち出したりできないよう次の点について十分注意してください。

- ① 農薬保管庫には必ずカギをかける。
- ② 食品と区別して、冷涼、乾燥した場所に保管する。
- ③ 農薬の他の容器への移し換えは、絶対にしない。
- ④ 保管時の注意事項がラベルに記されている場合には、記載事項に従う。
- ⑤ 農薬の配達を依頼する場合は、必ず農薬販売業者から確実に譲受すること。  
(留守の場合、農薬販売業者は配達できないことになっています。)
- ⑥ 毒物及び劇物に該当する農薬については、毒物及び劇物取締法の規制を遵守すること。
- ⑦ 毒物及び劇物に該当する農薬が、盗難にあったときや紛失したときは、直ちに警察署に届けること。

## 9 空容器の適切な処理

ガラスビン、カン、プラボトル、紙袋等は関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に委託する等の方法により適切に処分しましょう。

## 10 流失等の事故があった場合の迅速な対応

流失等の事故があった場合には、直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出て、応急措置を講じましょう。

佐久農業改良普及センター TEL:0267-63-3167  
長野県病害虫防除所 TEL:026-248-6471